

別府市上下水道局建設工事等の入札等における設計図書等の閲覧等
に関する要領

制定 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

別府市水道局告示第 1 2 号

改正 令和 2 年 3 月 1 日

別府市水道局告示第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、別府市上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに建設工事に関する測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の設計図書等の閲覧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 図面、設計書、見積参考資料（単価表、数量総括表等）、特記仕様書等をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）をいう。
- (3) 電子入札システム 別府市上下水道局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札等をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調達業務を実施するためのシステムをいう。
- (4) 電子閲覧 設計図書等に係る電磁的記録を閲覧に供し、又は提供することをいう。
- (5) 契約担当課 建設工事等の契約を所管する課等をいう。

(設計図書等の閲覧)

第 3 条 契約担当者は、建設工事等を発注するときは、次の各号に掲げる

方法のいずれかにより設計図書等を閲覧に供するものとし、その旨を公告又は指名若しくは指定の通知（以下「公告等」という。）に示すものとする。ただし、電子入札を行う場合にあっては、第2号に掲げる方法によることを原則とする。

- (1) 閲覧場所又は契約担当課において紙媒体により閲覧に供する方法
- (2) 電子入札システムを使用して電子閲覧に供する方法
- (3) 閲覧場所又は契約担当課において電子閲覧に供する方法

2 設計図書等に係る電磁的記録は、記録形式をポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）とするものとする。

3 第1項の規定による閲覧の期間は、原則として入札等の公告等の日の翌開庁日から入札等の執行予定日の前開庁日までとする。

（設計図書等に関する質問等）

第4条 契約担当者は、建設工事等を発注するときは、建設工事等の入札等の参加者から設計図書等に関する質問を受け付ける期間を公告等に表示するものとする。

2 質問の受付期間は、原則として次の各号に掲げる入札等の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 見積期間として15開庁日以上の日数を設けた入札等 閲覧開始日から起算して11開庁日間以上の期間
- (2) 見積期間として10開庁日以上15開庁日未満の日数を設けた入札等 閲覧開始日から起算して6開庁日間以上の期間
- (3) 見積期間として5開庁日以上10開庁日未満の日数を設けた入札等 閲覧開始日から起算して3開庁日間以上の期間
- (4) 見積期間として5開庁日未満の日数を設けた入札等 閲覧開始日から起算して1開庁日以上以上の期間

3 建設工事等の入札等参加者は、設計図書等に関する質問をするときは、質問の受付期間内に当該建設工事等を所管する課等に質問書を持参しなければならない。ただし、持参できないやむを得ない理由がある場合は、郵送その他適当な手段による提出を認めるものとする。

4 契約担当者は、前項の規定により質問書の提出がなされたときは、速

やかに回答書を作成し、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに当該建設工事等の設計図書等の閲覧に準じて閲覧に供するものとする。

- (1) 見積期間として10開庁日以上の日数を設けた入札等 質問の受付期間の末日から起算して3開庁日以内の日
- (2) 見積期間として5開庁日以上10開庁日未満の日数を設けた入札等 質問の受付期間の末日の翌開庁日
- (3) 見積期間として5開庁日未満の日数を設けた入札等 見積期間の末日

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別府市水道局競争入札及び随意契約に係る設計図書等の閲覧及び有償頒布に関する要領及び別府市水道局競争入札及び随意契約に係る設計図書等の電子閲覧試行実施要領(電子入札用)の廃止)

- 2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 別府市水道局競争入札及び随意契約に係る設計図書等の閲覧及び有償頒布に関する要領(平成19年別府市水道局告示第42号)
- (2) 別府市水道局競争入札及び随意契約に係る設計図書等の電子閲覧試行実施要領(電子入札用)(平成19年別府市水道局告示第43号)

附 則 (令和2年3月1日別府市水道局告示第14号) 抄

この要領は、令和2年4月1日から施行する。